

青森県報

第六十八号

令和元年
十月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……一
 - 公共測量の実施……………(監理課) ……二
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域県民局) ……三
 - 土地改良事業の工事の完了……………(上北地域県民局) ……四

告 示

青森県告示第百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は名	株式会社ニ チイ学館	主たる事務所 所在地又は住所	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 九	居宅サービス の種類	訪問介護	名称	ニチイケア センターお がわらこ	所在地	上北郡東北町大 字上野字南谷地 二三七コーポ のC パークサイド一	指定 年月日	令和 元・〇・七
--------	---------------	-------------------	--------------------------	---------------	------	----	------------------------	-----	---	-----------	-------------

青森県告示第百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	平成調剤薬局	所 在 地	青森市篠田一丁目九の八	指定辞退 年月日	令和 元・〇・三
名 称	大開調剤薬局	所 在 地	弘前市大字大開一丁目四の一	指定辞退 年月日	元・九・三〇
名 称	いずみ薬局あくど	所 在 地	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	指定辞退 年月日	々

青森県告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
保険調剤薬局タイキファーマシー西青森店	青森市大字石江字江渡一七七の二四	令和元・一〇・一
ハッピー調剤薬局青森久須志店	青森市久須志三丁目一八の七	〃
ワカバ調剤薬局木造店	つがる市木造末広四五の二五	〃
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八二	〃
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の一	〃
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	〃

青森県告示第三百四十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東京航空局青森空港出張所

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量及びGNSS水準測量)

三 測量の期間

令和元年九月十七日から同年十月三十一日まで

四 測量の地域

青森空港内

青森県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年十一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			
			変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1 県 道		八戸野辺地線	前	九・六〇メートルから 七八・五〇メートルまで	一、四六六・七〇メートル	
			後	七・三〇メートルから 四二・六〇メートルまで		
			前	九・六〇メートルから 五七・四〇メートルまで	一、四六六・七〇メートル	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本 徹	変更後	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二	変更 年月日	令和 元・七・二〇
-----	---	-----	---------------------------------------	-----------	--------------

三 届出年月日

令和元年九月二十五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年十月九日から令和二年二月九日まで

3 時間

五 意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年二月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十月九日

中南地域県民局長 小 野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	令和 元・九・二元就任

